

いない。反対論は「事業そのものに反対」「減歩、換地先、清算金などが明確に示されていない」「現状のままでよい」などの意見を聞いている。

質問 「合意」とはどのようなことか。

市長 合意とは「双方の意見が一致すること」と認識している。

質問 モノレールが誘致されなければ計画に食い違いが出るが。

市長 モノレールが建設されないことは想定していない。

把握の調査・検討はなされたか。

市長 横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会で、事実関係の把握・確認を行ってきた。東京防衛施設局から詳細な説明を受けたが、適正な情報提供を行うよう、厳重に抗議した。今後、適切に対応するとの回答を得ている。

「ゆとりぎ」の改善について

質問 関係者専用駐車場内にも障がい者専用スペースを確保すべき。

教育長 地下駐車場に確保していることを周知し、利用方法をさらに検討する。

◇食物アレルギー対策の強化を
◇猫の飼育と動物との共生について

石居 いしゐ
尚郎 ひさお
議員

食物アレルギー対策の強化を

質問 保育園・幼稚園での取り組みは。

市長 保育園では入園時の面接の際に、アレルギーを特定し、個々の園児に対応した除去食を実施。準備の際は、除去食が必要な園児については食材を替えて調理。他の園児と間違わないようトレーなども特別なものを用意し細心の注意を払っている。また、救急対応マニュアルを作成し、職員への徹底を図っている。幼稚園では除去食弁当持参か外部給食の際は除去食で対応している。

質問 小・中学校での対応は。

教育長 各学校がアレルギーの調査をし、学校給食センターに報告。各家庭に配布する献立表に個々のアレルギー混入状況を記入して渡している。

質問 個々に応じたアレルギー対応食を食べられる環境を整えよ。

教育長 現段階では難しい。他市の状況を調査・研究していく。

質問 児童・生徒・教職員に対して食物アレルギーをどのように理解させているか。

教育長 食事の制限は偏食と誤解され

ることもあることから、他の子どもたちにも食物アレルギーについて理解が得られるよう指導している。

猫の飼育と動物との共生について

安全・安心、環境保全、動物愛護、教育と多角的な問題を含んでいると認識して質問する。

質問 人と動物との共生について。

市長 動物に対する正しい知識と理解のもとに、動物と共生していかねばならないと考えている。

質問 不妊去勢手術等の助成の考えは。

市長 現時点では実施する考えはない。

質問 人と動物が共生する社会を市民と共に考える機関の設置を検討しては。

市長 自主的な市民活動を行政が支える形が理想。そのような団体の活動や組織化などの支援から実施していく。



▲給食の時間(市立しらうめ保育園)



▲「ふるさと納税」に関連した新聞記事

税源移譲に伴う税率の変更について
質問 税源移譲に伴う税率の変更について、市民に分かりやすい説明を。
市長 4回にわたり「広報はむら」に掲載したほか、ホームページにも掲載するなど可能な限り市民への説明に努めてきたが、市民一人ひとりの状況が異

なるので、問い合わせがあれば、それぞれの状況を具体的に伺いながら、説明していく。
質問 税源移譲によって、地方分権はどのように進み、市民サービスはどのように向上するか。
市長 真に地方が特色ある自治を行うことが可能となるためには、さらなる地方分権が進んでいくことが必要。第二期地方分権改革によって、地方自治体の自主的な裁量による地域の特性を生かした事業の展開や市民サービスの向上が図られていくものと考えている。
質問 「ふるさと納税」について市長はどう考えているか。
市長 「受益者負担」の原則が崩れる、自治体の事務量が増えるなど問題点が指摘されているが、今後、状況を見守るとともに財政調整機能のあり方などの中で、十分検討すべきと考える。
質問 住民税の収納率をどのくらいで予算を立てたか。

◇税源移譲に伴う税率の変更について
 ◇羽村市景観条例を制定すべきではないか

はせむら
 ことせつ
馳平 耕三 議員

◇市内の特別養護老人ホームへの入所受け入れ整備について
 ◇図書館、ゆとろぎ、スポーツセンターの通年開館について
 ◇学校給食費の滞納問題について

こみや
 くにあき
小宮 國暉 議員

市内特別養護老人ホームについて
質問 市内の施設数と受け入れ可能人員及び市内・市外別のベット数は。
市長 施設は3施設で、受け入れ可能人員は370人。かつて、市民の円滑な入所を支援するため、市内外の施設に65床の建設助成を行っている。
質問 市内施設への入所希望者数(待機者数)は。
市長 平成19年4月現在、合計182人(重複申込者を含む)。
質問 市は各施設と定期的な情報交換を行っているのか。
市長 必要に応じて開催している。
質問 受け入れ人員を増すための方策は。
市長 「介護保険事業計画」に基づき過度に保険料が上昇しないよう施設入所から在宅サービス重視に転換している。
質問 国や都は施設の新設を認めないようだが、その理由と市の方針は。
市長 保険給付費の増大に伴い、国は施設の新設への補助金を廃止。市は介



▲市内にある特養ホームの一つ

護保険制度の適正な運営を図っていく。
質問 老人病院の減少が予測されるが、それに対する分析と見通しは。
市長 療養病床の転換が円滑に図られるか危惧している。都の方針に基づき計画策定をしていく考えである。
図書館等の通年開館について
質問 図書館、ゆとろぎ、スポーツセンターを通年開館にする考えはないか。

市長 平成19年度予算にあたり、収入歩合を市民税個人、現年課税分、普通徴収は93・6%、特別徴収は99・6%として計上している。

質問 税源移譲に対する羽村市の新たな滞納整理対策は。

市長 税源移譲に伴い、収納業務に厳

しさが予想されることから、納税課職員を増員し、態勢の強化を図った。また、来年1月から2月にかけて東京都主税局職員の派遣を依頼するなど、滞納処分をより一層強化し、収納率向上に努める。

◇ 「生活保護」について
◇ 「学校給食」について

市川 英子 議員

「生活保護」について

質問 市民から「申請したい」との訴えがあった場合、適切に対応しているか。また、水際作戦は羽村市の場合どうか。
市長 申請者の立場を理解しながら、生活保護法等に沿って実施に努めている。また、いわゆる水際作戦は行っていない。

質問 「老齢加算」「母子加算」を市単独事業として復活を。また、「交通災害共済掛金と上下水道使用料の助成金」の復活を。さらに、就職活動をする場合の「公共交通費と昼食費の一部補助」の支

給を。

市長 老齢加算・母子加算を見直し、市単独事業として復活する考えはない。また、共済掛金と上下水道料の助成金も復活する考えはない。

「羽村の学校給食」は直営・自校方式

質問 大人の社会構造の変化(格差社会、母子家庭の増加、少子化など)が子どもたちの食に大きく影響を及ぼしている。そのような中、「食育基本法」が成立し、学校給食の積極的役割を強調している。市は学校給食の役割をどのように考え

教育長 開館日の拡大及び開館時間の延長について前向きに検討する。

学校給食費の滞納問題に抜本的対策を

質問 過去5年間の滞納状況は。

教育長 現時点での滞納者は平成14年度分が55人、滞納金額130万3千300円。平成14年度から18年度の滞納

者の合計は571人、滞納金額の合計は1千199万4千400円。

質問 債権者、徴収責任者はだれか。

教育長 両者とも各校長と考えている。

質問 具体的方策は。

教育長 関係者間で検討し、当面は電話催促や訪問徴収を強化していく。

ているか。

教育長 子どもたちが生きる力を身に付けていくためにも「食」は重要であり、

学校給食の役割は大変重要と考える。

質問 学校給食センターの老朽化に伴い、今後の給食の方向性、あり方を市民と考えていくとの考えを示している。具体的にはどのようなものか。

教育長 学校給食のあり方や給食費の徴収方法等について学校長、PTA、市民の代表の方などで「羽村市立小中学校学校給食検討委員会」を設置し検討している。



▲羽村・瑞穂地区学校給食組合

◇市民の手による里山保全事業を
◇若い人々の健康対策を

なかほら まさゆき
中原 雅之 議員

市民の手による里山保全事業を

質問 品川区では山梨県早川町の里山を無償で借り受け、区民主導による里山保全事業を進めることになった。

羽村市も、北杜市と協議し、市民の手による里山保全事業を進めれば、環境保全に役立ち、市民にとっても、環境教育、生きがいの場を提供し、自然休暇村の有効活用にもつながると考えられるかどうか。

市長 こうした事業は、市民の自主的な活動意欲によるところが大きいと思われるので、市民からの自主的な機運を期待し、要望があれば北杜市との調整を図っていきたい。

若い人の健康対策を

質問 最近、マスコミでも「ワーキングプア」、「ネットカフェ難民」など問題になっており、若い人の健康も大きな問題となっている。市として、若年労働者の実態調査をしてはどうか。

市長 非正規雇用などの不安定雇用にある若年労働者に対する、労働安全衛生法による健康診断が十分に行われていない等の問題があると聞いているが、こうした雇用政策は、国及び

東京都がその権限と責任を有していることから、実態調査はそうした機関が行うべき課題であると考えている。

質問 現在市で行っている無料基本健康診査を16歳から39歳まで拡大してはどうか。

市長 基本健康診査は生活習慣病に着目した健康診査で、40歳以上の市民を対象に実施している。39歳以下の方は、り患率や発病率が低く、法の定めがない。健診の目的やその効果などから、年齢を拡大する考えはない。なお、市民に対しては、広報等を通じ、引き続き健康等に係る啓発を行っていきたい。



▲旧下田家住宅(郷土博物館敷地内)と裏山